

○水上安全施設管理要領

〔昭和48年6月29日〕
甲通達(外)第49号

第1 目的

この要領は富士五湖水安全条例(昭和48年3月31日公布山梨県条例第8号)同施行規則(昭和48年6月1日公布公安委員会規則第4号)に基づく標識等(以下水上安全施設)の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2 管理方針

航行禁止区域、保安区域は、公安委員会による様式行為すなわち標識表示主義をとっているため、その効力および違反行為に対する立証上の見知からも常に水上安全施設の適正な維持管理が要求されると同時に、また、実体的にも、この施設に欠かんを生ずると航行上の危険が伴うので、これが管理に当たっては、次の事項に配慮しなければならない。

- 1 水上安全施設が常時正常に維持されるよう実態は握すること。
- 2 水上安全施設に盗難破損流出、その他の理由により異状を認めた場合は速かに補修等適切な措置をとること。

第3 水上安全施設管理責任者

- 1 水域を管轄する警察署に水上安全施設の管理責任者を置く。
- 2 管理責任者は、水域を管轄する警察署長とする。
- 3 管理責任者は、当該管内の水上安全施設の維持管理について、その責に任ずるものとする。

第4 水上安全施設点検責任者

- 1 管理責任者は、水上安全施設の維持管理を効果的に行なうため、外勤課(係)長を水上安全施設点検責任者に指定するものとする。
- 2 点検責任者は、管理責任者の命を受け、点検の計画実施、修理復旧措置その他必要な措置をこじ常に有効な状態が保たれるようつとめるものとする。

第5 点検

1 常時点検

警察署の外勤警察官は、警らその他日常活動の際水上安全施設の盗難、破損流出、転倒および外観等の異常の有無を点検するものとする。

2 特別点検

点検責任者は、毎月1回水上安全施設の実体についで点検するとともに、船舶による事故、または強風増減水等により水上安全施設の異動、流出、転倒などの障害が予想される場合は、その都度点検を行ない、管理上必要な措置を講ずるものとする。

第6 障害時の報告

水上安全施設の障害等の補修整備を迅速かつ適正に行なうため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 警察職員が水上安全施設の障害を発見したとき、または一般者から通報をうけたときは、管理責任者に即報するものとする。
- 2 管理責任者は、その障害について可能のものは、直ちに補修し、補修できないときは、危険（事故）防止標示の掲出広報その他必要な措置をとりすみやかに本部長に報告するものとする。

第7 民間協力体制

管理責任者は、水上安全施設が正常に維持されるように地元水上安全対策協議会、観光協会、ボート釣業者等と緊密な連携を保ち協力体制を保持するものとする。